

令和 8 年度第 1 回温泉管理運営委員会

日時：令和 8 年 7 月 1 日（水） 1 0 時～

場所：佐賀市役所富士支所 2 階庁議室

1 あいさつ

2 委員紹介 P 1

3 議事 P 2

（1） 委員長及び副委員長の選任

（2） 温泉給湯許可について（1 件）

温泉管理運営委員会 委員名簿

古湯地区			
氏名	団体名	役職	任期
山口 博秀	佐賀市北商工会	会長	令和８年３月１日から 令和１０年２月２９日まで
福島 隆暢	古湯自治会		〃
大松 明浩	佐賀市観光協会	専務理事	〃
山口 勝也	古湯温泉旅館組合	組合長	〃
江頭 宏一	古湯温泉湯守り会	会長	〃
高橋 秋彦	佐賀県薬務課	課長	令和８年４月１日から 令和１０年２月２９日まで
熊の川地区			
氏名	団体名	役職	任期
山口 博秀	佐賀市北商工会	会長	令和８年３月１日から 令和１０年２月２９日まで
原 敏朗	湯の原自治会		〃
大松 明浩	佐賀市観光協会	専務理事	〃
川津 美由紀	熊の川温泉組合	組合長	〃
高橋 秋彦	佐賀県薬務課	課長	令和８年４月１日から 令和１０年２月２９日まで

議事

(2) 温泉給湯許可について(1件)

- ① 申請者 [REDACTED]
- ② 給湯者の資格 [REDACTED]
- ③ 給湯の場所 [REDACTED]
- ④ 給湯量 [REDACTED]
[REDACTED]
- ⑤ 給湯期間 [REDACTED]
- ⑥ 土地の状況 [REDACTED]

佐賀市温泉給湯に関する条例 抜粋

(資格)

第4条 温泉の給湯を受けられる者は、次の各号のいずれかに該当する施設を有する者とする。

(1) 法人及び個人が経営する公衆浴場施設

(2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）による許可を有し、その施設及び業態が優良と認められる旅館

(3) 温泉治療を実施する医療施設

(4) 市の観光又は保養事業上必要と認められる観光又は厚生のための施設

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(許可)

第5条 前条の資格を有する者で温泉の給湯を受けようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

佐賀市温泉給湯に関する取扱い要綱 抜粋

(許可の要件)

第4条 温泉の給湯の許可（変更の許可も含む。）の要件は、次の号に掲げる事項をすべて満たすものとする。

(1) 泉源の湧出量に給湯可能な湯量があると認められること。

(2) 新規に許可を受ける者は温泉の貯湯タンクを設置すること。

(貯湯タンクの最低容量は浴槽相当量とし、地上式タンクとすること。)

(3) 温浴施設の利用者が入浴する際に使用する温泉には加水しないこと。

(4) その他、市長が不相当と認める場合を除く。